

住民課からのお知らせ

吉備庁舎住民課

子ども医療費助成事業 対象年齢拡大

小中学生を対象に実施している子ども医療費助成事業を、9月1日から高校生世代にも適用します。

この制度拡大により、町内在住の18歳までの人（18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある人）の医療費が無料となります。
※婚姻している人などは除く。

●申請手続き

対象となる高校生世代のお子さま（平成12年4月2日から平成15年4月1日の間に生まれた人）がいるご家庭には、6月下旬に申請書を送付しています。

同封の案内で記入方法・必要な物をご確認いただき、申請窓口までお越しください。

※他の医療費助成制度などで医療費が全額助成されている場合は対象外ですので、手続きは不要です。

●子ども医療費受給資格証の差し替え

現在、中学校卒業まで有効の受給資格証をお持ちの人については、有効期限終了年度の3月に、新たな受給資格証を送付予定です。それまでは、現在お持ちの受給資格証をご利用ください。

各種受給者証・認定証の 有効期限は7月31日です！

「国民健康保険限度額適用認定証」 などの更新申請手続き

有効期限が7月31日になっている次の認定証は、それぞれ更新手続きが必要です。所得の変動や世帯構成の変更などで、7月まで該当していても、8月以降は該当しない場合や、現在該当していても、8月以降に該当になる場合もあります。

●対象者

- 国民健康保険限度額適用認定証／町県民税が課税されている世帯の人
- 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証／町県民税非課税世帯で75歳未満の人

●申請

- 申請時期／7月25日（水）以降
- 手続きに必要な物／印鑑・保険証

「国民健康保険高齢受給者証」の更新

70歳から74歳の国民健康保険加入者に交付している「高齢受給者証」の有効期限が7月31日に切れますので、7月下旬に新しい高齢受給者証を郵送交付します。8月からは必ず、新しい高齢受給者証をお使い

ください。
※今年度から、国民健康保険制度の広域化に伴い、各様式が変更されます。

●一部負担金の割合

70歳から、医療機関などでお支払いいただく一部負担金の割合が
・現役並み所得者：3割
・その他の人：2割（誕生日が昭和19年4月1日以前の人は1割）
となります。一部負担金の割合は、受給者証に記載されます。

「老人医療費受給者証」の 更新手続き

満67歳以上70歳未満の人で、次の①～⑤の全ての要件を満たす人を対象にした医療費の助成制度です。所得や資産の保有状況は毎年変動することから、毎年、更新申請手続きが必要です。

なお、現在受給している人には、事前に案内と申請書を送付します。

手続きが遅れた場合は、資格の適用が遅れる場合があるのでご注意ください。

●受給要件

- ①世帯全員の町県民税が非課税であること。
- ②世帯全員の収入の合計が、次の基準以下であること（遺族年金、障害者年金など